

インターネットトラブル事例集

(平成28年度版)



総務省 総合通信基盤局 消費者行政第一課 青少年担当 平成28年10月

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

はじめに

仕事に、生活に、学びに……今や、私たちの日常になくてはならない存在となっているインターネット。利用端末となるデジタル機器も多種多様になり、パソコンやスマートフォン、ケータイはもちろんのこと、タブレットPCや携帯型音楽プレイヤーでスマートフォン用のアプリを楽しんだり、小型ゲーム機でゲーム仲間とコミュニケーションをとったりする子供が特別ではなくなりました。さらに、そのようなデジタル機器の利用開始年齢は年々下がっています。「ケータイもスマホも持っていないから大丈夫」とは言いきれない時代になっているのです。

インターネットやアプリは、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものです。しかし、誹謗中傷やいじめの温床になったり、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったりしているのも事実です。子供たちは被害者だけでなく、加害者になるケースも生じています。

この「インターネットトラブル事例集」では、小学校・中学校・高等学校の教員、情報教育に精通する専門家へのヒアリングを通じて、実際に起きたインターネットやアプリを通じた代表的なトラブル事例をご紹介します。子供たちが気を付けるべきポイントについても事例ごとに掲載していますので、トラブル防止にお役立てください。また、本事例集のケースについて、関連データを掲載するなどして分かりやすく解説した「インターネットトラブル事例解説集」もご用意しています。あわせてご活用ください。

子供たちの「賢く安全に使うための知識・知恵」や「ルールを守って使える心」を育むには、以下を実践することが大切です。本事例集が、インターネットを安全に賢く使える子供を育てるための一助となれば幸いです。

- ・ デジタル機器の利用に関する現状や子供たちの使い方を正しく知る
- ・ フィルタリングやウイルス対策といった技術(ツール)を使って、子供の発達段階に応じ、安全なインターネット利用環境を整える



**便利で楽しく、さまざまな魅力が詰まった
スマホやネット。正しい知識を身に付けて
ルールを守って使いましょう。**

写真をアップするかもしれないから、
自宅や学校が分かるものは
写さないように。



目次

フィルタリング機能を正しく知って上手に活用しましょう	3
子供にスマートフォンを持たせる前に(チェックシート)	5
1. ネット依存	
スマホ依存などによる日常生活への悪影響	7
ゲームに夢中になっている最中に生じた高額課金	8
2. ネットいじめ	
無料通話アプリなどでの悪口や仲間外れ	9
3. 誘い出し・なりすまし	
SNSやネットで知り合った人による性犯罪被害	10
出会い系サイトなどを使った未成年からのアプローチ	11
なりすまし投稿による誹謗中傷	12
4. 個人情報漏えい	
不正アプリやウイルスによる個人情報漏えい	13
SNSなどへの投稿による個人情報漏えい	14
悪意あるWi-Fiスポットを利用したことによる情報流出	15
自らIDとパスワードを教えたことによる被害	16
5. ネット詐欺	
オンラインショッピングやフリマアプリでのトラブル	17
ワンクリック詐欺などによる不当請求	18
6. チェーンメール	
友人から回ってきたメッセージで個人情報流出	19
7. 著作権・肖像権侵害	
動画の違法なアップロードとダウンロード	20
8. その他の不適切な使い方	
個人や学校などへの脅迫行為	21
(参考)インターネットやスマホの利用に関するデータ	22
フィルタリングの設定方法	23



フィルタリング機能を正しく知って 上手に活用しましょう

子供のスマートフォンにフィルタリングを設定すると
どんなメリットがあるのか、よくわからない。



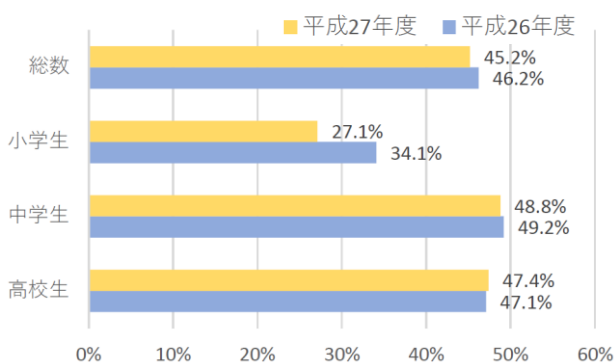
『18歳未満の子供が利用する機器にはフィルタリングを設定しよう!』と言われるけれど、『有害な情報へのアクセスを防止するだけなら自分で気を付ければ大丈夫では?』と思われる方は年齢や立場を問わずいらっしやいます。しかし、スマートフォンやタブレットPCでのフィルタリングは、有害情報の閲覧制限以外にもさまざまな役割を持っています。まずは、子供にインターネットを利用させる上での不安について考えてみましょう。

インターネットを利用させる上での不安

- | | | |
|---------------|---------------------|-----------------|
| ① ネット依存 | ② 対面でのコミュニケーションへの影響 | ■ フィルタリングで軽減可能 |
| ③ 学習・成績への影響 | ④ 身体(目、姿勢など)や健康への影響 | ■ ウイルス対策で軽減可能 |
| ⑤ 個人情報の漏えい | ⑥ 課金 | そのほかは人の力(工夫)で予防 |
| ⑦ ネットいじめ被害・加害 | ⑧ 誘い出しや性的被害 | |
| ⑨ 不適切な情報発信 | ⑩ 不適切な情報に触れることとその影響 | |

「×見たいものが見られない厄介者」⇒「○不安を軽減する仕組み」

フィルタリングの利用実態



児童・生徒のスマートフォン利用は増加傾向にあり、低年齢化も加速しています。ところが、フィルタリングの利用率は半数以下。小学生の利用率が最も低いのは、保護者のスマホやお下がりの機器を使っていることが考えられますが、リスクを考慮すると大きな問題です。インターネットの利用に必要な知識や経験、トラブル回避能力を補うことができるフィルタリング。閲覧できる情報や危険がケータイの比ではないスマホだからこそ、フィルタリングの利用価値が高いことを知っておきましょう。

(参考)内閣府「平成27年度 青少年のインターネット利用実態調査」

貸し出しやお下がりも含め、子供が使う機器にはフィルタリングを!

フィルタリングにはいくつかのレベルがあり、年齢や成熟度に応じて自由に選択できます。多少ゆとりのある設定をするなど、うまく活用して安全な利用環境を作りましょう。

購入時、安易に解除を申し出ていませんか?
適切なフィルタリング利用で、トラブルを遠ざけましょう。



このような問題を起こさないために

うっかりアクセスによる被害

指先で軽く触れるだけで動作するスマホやタブレットPC。うっかりタッチした部分に悪意を持った仕掛けがあり、架空請求やメールアドレスの流出による迷惑メールの急増といったトラブルに巻き込まれることも。そんな時に「ブラックリストに登録されている危険なサイトです」と、アクセスを止めてくれるフィルタリングはとても便利で心強い存在です。



フィルタリングを外してしまったために

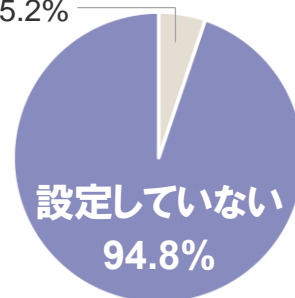
保護者が設定してくれたゲーム機のフィルタリングを自分で外し、ゲーム機のソフトウェアを利用して連絡を取り合った末、児童買春の被害にあってしまったケースも。スマホやタブレットPC同様、ネットにつなげて使うゲーム機にもフィルタリングは必要ですが、いずれの機器でも、設定変更や解除のためのパスワードは慎重に管理することが大切です。



ネットで知り合い被害にあった子供の大半がフィルタリング未設定

フィルタリングを設定していなければ、さまざまなコミュニティサイトや出会い系サイト・アプリなどが自由に使えることから、簡単に大人と知り合うことができ、連絡が取り合えてしまいます。また、フィルタリングを設定していても、Wi-Fi接続時やアプリからはアクセスできてしまうこともあるため、どのような使い方の時に有効か確認することが大切です。

設定している 5.2%



(参考)警察庁「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

青少年インターネット環境整備法（平成21年4月施行）※

保護者の責務

- ・インターネット利用状況を適切に把握する。
- ・**フィルタリング等の利用により、子供のインターネット利用を適切に管理する。**
- ・子供がインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
- ・不適切な利用により、売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに留意する。

※ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律



**フィルタリングは、Webとアプリいずれも有効に！
設定方法は巻末(P23～24)をご覧ください。**

まずは チェック

子供にスマートフォンを持たせる前に

スマートフォンを使うようになれば、インターネットを通じて年齢・性別・場所を問わず多くの人とつながる可能性が生まれます。そこで、保護者自身が意識して行動したいことを以下にまとめました。あなたが苦手なことはありますか？

スマートフォンを操作できる
(資料や情報などがあれば
簡単な設定も自分でできる)

まずは自分で使って基本的な操作を把握しておきましょう。そして、子供が安全に使える環境を整えてあげましょう。

情報モラルやフィルタリング
についての基礎知識がある

情報モラルもフィルタリングも、子供をトラブルから守る大切な知識です。学校や地域で開催する研修会、Webの情報、書籍、事例集などで積極的に学びましょう。

スマートフォンの正しい利用
を態度で示すことができる

歩きスマホをしない、食事中や就寝前は使わないなど、保護者自身が見本となって良いマナーを学ばせましょう。

スマートフォンの使用目的や
使い方について、子供と
話し合うことができる

なぜ必要なのか、どのようなことに使うのか、子供の気持ちを聞きましょう。目的を確認した上で、使い方を一緒に考えましょう。

スマートフォンの利用ルール
を子供と一緒に考えて
決めることができる

大人が勝手に決め付けて押し付けてもダメ。子供の言い分にも耳を傾けながらじっくりと話し合い、ルールを決めましょう。

家庭内で決めたルールを
定期的に話し合い、
適宜見直すことができる

利用範囲や時間、課金、各種制限など、発達・成長段階に合わせてルールを調整しましょう。子供と定期的に話し合うことは、保護者が新しい情報を得る機会にもなり、お互いの理解が高まるのでおすすめです。

※ 高校生は18歳に向けて徐々に任せる方法も悪くありませんが、保護者の見守りは忘れずに。

インターネットトラブル 事例内容



ネットは便利で楽しいけれど
危険も潜んでいます。
子供たちの身近で
実際にあったトラブルを知り
安全に使う力を育みましょう。



1-1 ネット依存

スマホの過度な使用による日常生活への支障

友人とのトークが深夜まで連日続き

睡眠不足になってしまった



無料通話アプリを使った友人とのトークが大好きなAさん。毎回、トークを終わらせるタイミングがわからず、夜遅くまでスマホを使う日々が続きました。



Aさんは、睡眠不足で朝がつかなくなり、授業にも集中できなくなりました。体調や成績に悪影響が出ているのに、友人とのトークはやめられません。

解説

四六時中、気付くとスマホを手にししている

無料通話アプリやSNS、ゲーム、動画など、楽しく魅力的なことがいろいろできるスマホですが、使い過ぎには要注意。勉強や食事をしていてもスマホが気になる、歩行中もスマホから目が離せない、そんな依存傾向のある子供が増えています。自分をコントロールできずスマホを長時間使うようになれば、当然、勉強に充てる時間が減ります。適切な使い方ができるよう、利用のルールを決め、保護者が利用状況を把握するよう心掛けましょう。利用時間を制限するアプリを利用することも一つの方法です。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

家庭でのルールをしっかりと守る

利用時間について家族で話し合い、決めたルールを守って使うことを習慣にしましょう。ルールが合わなくなったら、家族と一緒に見直しましょう。

その2

スマホの利用はメリハリをつけて

食事中、歩行中などは使わない。勉強中どうしても気になるなら、保護者に預ける方法も。依存症にならないよう、メリハリを付けて使うようにしましょう。

その3

夢中になり過ぎていないか考える

人との会話中もスマホをいじっていないか、時間を忘れて使っていないか、自分の利用について振り返ってみましょう。友人と話し合うのもおすすめ。

1-2 ネット依存

ゲームに夢中になっている最中に生じた高額課金

アイテム購入は数回だけだったのに

請求書は10万円を超えていた



Bくんは、お母さんからスマホを借りて、ゲームをしていました。アイテムが欲しいときはお母さんに相談し、パスワードを入れてもらって購入しました。

翌月10万円を超える請求が来ました。スマホを確認すると、パスワード入力後の数分間は自由に購入できる設定になっていたことが分かりました。

解説

クレジットカードやパスワードの管理に要注意

ゲームアプリには、ランキングやレアアイテム、キャンペーン、ガチャのように、競争心や射幸心をあおる演出や仕組みを含むものがあります。一つ一つの金額が低いため、気付いたら思った以上の課金額になっていることも。国民生活センターによると、未成年のオンラインゲームに関する相談では、契約購入金額の平均は約23万円。スマホ利用の低年齢化もあり、判断能力を伴わない9歳以下の相談が増加しています。クレジットカードの管理責任は保護者にあります。カードを無断利用させないよう、常に気を配りましょう。

(参考)国民生活センター「増え続ける子どものオンラインゲームのトラブル—家族でゲームの遊び方を話し合うとともに、クレジットカード管理の徹底を!」(平成25年12月)

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

購入時は保護者に必ず相談する

ゲームでアイテムの購入や、課金が必要なときは、保護者に必ず相談しましょう。ネットショッピングやオークションも大人に話して買ってもらいましょう。

その2

クレジットカードを勝手に使ってはダメ

家族の名義でもクレジットカードを勝手に使ってははいけません。もちろん、ネット上の支払いも普段の買い物と同じ、お金を使っていることを忘れないで。

その3

課金し過ぎないためにできることを知る

中学生までは5千円、高校生は1万円という上限を設けているゲームも。年齢を登録する、パスワードに関する設定を見直す、ということも役立ちます。

2-1 ネットいじめ

無料通話アプリなどでの悪口や仲間外れ

読むだけで書き込まずにいたら

一方的にグループから外されてしまった



複数の友人とリアルタイムで会話が楽しめる**グループトーク機能**。Cさんは、ほとんど書き込みをせずに、友人たちの会話を楽しんでいました。

友人たちは、Cさんがあまり書き込まないことに腹を立て、Cさんの悪口を書き込むようになり、最後はCさんをグループから外してしまいました。

解説

グループトーク機能だけでも、トラブルのパターンはさまざま

全国的な課題として、**無料通話アプリのグループトーク機能を使いたいじめ**があります。特定の子に対し、その子の発言だけ無視する、その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する、その子以外とグループを作り悪口を言う、その子をグループから突然外すなどがあり、何気ない出来事からいじめに発展することも少なくありません。メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、**トラブルの発見が遅れがち**。日々の様子や会話から子供の変化に気付くこと、これが早期発見や解決につながります。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

相手の気持ちになって読み返す、考えて送る

何気なく書いたことで友人を傷付けてしまったり、文字だけのやり取りなので意味を取り違えて誤解を受けてしまったり。送る前に内容を確認しましょう。

その2

すぐに反応がないときは相手の状況を想像する

タイミングが悪いときは誰にでもあります。すぐに既読がつかない、メッセージが来ないなどイライラしないように、グループの仲間と話し合っておきましょう。

その3

大切なことは電話か直接会って話す

急いでいることや大事なことは、相手の顔を見ながら話すのが一番。声の調子が伝わる電話もOK。無料通話アプリだけに頼り過ぎないで。

3-1 誘い出し・なりすまし

SNSやネットで知り合った人による性犯罪被害

SNSでは趣味が合う良い人だったのに

実際に会うと怖い人だった



今度のライブ、
一緒に行かない？

SNSでみんなに好かれてるし
この人なら平気だよね。



Dさんは、同じバンドのファンという男性とSNSでよく話をしていました。ある時「ライブのチケットが余分にあるから一緒に行こう！」と誘われました。

ライブ当日、待ち合わせ場所に行ってみると、SNSの写真とはまったく違う人で、チケットの話もウソ。無理やり車に乗せられそうになりました。

解説

SNSやネットで出会った人は、想像とは全然違うことも

「同じ趣味や話が合う人に、悪い人はいない」と考え、会ってみたいと思う青少年が増えています。しかし、相手が本当のことを言っているとは限らず、実際に会って事件やトラブルに巻き込まれるケースもあります。警察庁によると、平成27年のコミュニティサイトに起因する児童被害は約1,700人、平成20年以降は増加傾向にあるということです。また、現実の交際相手であっても、あまりにも私的な写真や動画の撮影はやめましょう。万が一、ネット上に流出した場合、あっという間に拡散して、取り返しがつかなくなってしまいます。

(参考)警察庁「平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(平成28年4月)

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

フィルタリングを利用し 安全な使い方をしよう

フィルタリングは、危険がありそうなサイトへの思わぬアクセスを防ぐ役割も担っています。上手に使って、危険な目に遭いづらい環境で使いましょう。

その2

話が合う良い人でも 誘いには乗らない

ネットを介してやさしく接してくれていても、それが本当の姿とは限りません。「会おう」「写真が欲しい」としつこく言ってくるようなら、大人に相談しましょう。

その3

私的な写真や動画の 撮影や共有は慎重に

たとえ信頼できる友人でも、不特定多数の人に見られたら困る写真や動画の共有はやめましょう。特に性的な画像は、撮影も所持も禁止です。

3-2 誘い出し・なりすまし

出会い系サイトなどを使った未成年からのアプローチ

異性交際を目的に書き込んで



※ LJKは「ラスト女子高生(高校3年生)」を指す俗語

Eさんは、どうしても買いたいものがあり、お小遣いを得ようと「援助交際相手募集」メッセージをネットの掲示板に**隠語を使って書き込み**ました。

警察に書類送検された



サイバーパトロールをしていた警察が、その**書き込みを発見**。Eさんの書き込みであると突き止め、出会い系サイト規制法違反で書類送検しました。

解説

危険な書き込みは、出会い系から非出会い系へと拡大

未成年が出会い系サイトに異性交際(金品目的も含む)を求める書き込みは、**出会い系サイト規制法**で禁じられています。そのため、「家出中、今晚泊まらせてくれる人募集」といった書き込みも犯罪行為となり得ます。そもそも、18歳未満の出会い系サイトの利用は認められていません。ID交換掲示板やチャット型SNSなど、ほかのサービスを使うケースも増えていますが、**犯罪に巻き込まれる可能性が高いこと、違法行為であることを認識させ、良識ある行動を促しましょう。**

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

フィルタリングを利用し安全な使い方をしよう

出会い系やID交換掲示板などへのアクセス予防にもなるフィルタリング。自分の使い方合った設定で利用しましょう。

その2

ネットの向こう側に潜む危険を考える

女性を装って誘い出され、被害にあったケースも。不用意な書き込みがどんな危険を招くか、真剣に考えてみましょう。

その3

情報発信には、責任が伴うことを理解する

年齢を問わず、ネットを使った情報発信には社会的責任が伴います。このことを忘れず、書き込みの際には気を付けましょう。

3-3 誘い出し・なりすまし

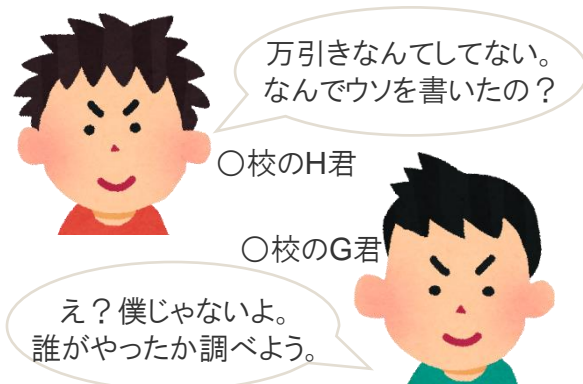
なりすまし投稿による誹謗中傷

他人になりすまして書き込んで



△校のF君は、○校のG君が気に入らなかったため、**F君はG君になりすまし**、ネット上に「○校のH君が万引きしている」と、嘘を書き込みました。

書き込んだ本人が特定された



H君がG君を問い詰めると、G君の書き込みではないことが分かりました。調べると、△校のF君の仕業だと判明。**学校間トラブル**に発展しました。

解説

迷惑行為や誹謗中傷は、利用規約で禁止されている

多くのSNSは、利用規約の中で迷惑行為や誹謗中傷を禁止しています。登録時に同意したルールですから、守って使うように指導してください。また、**他人になりすます行為**は発言の責任をなすり付けることになるため、それによって**相手が傷付いたり、信用を失ったりした場合、名誉毀損で訴えられる可能性**もあります。「ネットなら誰が書いたかわからない」と勘違いしている子もいますが、警察が動くようなケースだけでなく、ネット上のさまざまな情報により**書き込んだ本人が特定**できる場合があることを正しく理解しましょう。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

やってはいけないことは ネットでも現実でも同じ

実際にやってはいけないことは、ネットでもNG。ネットだから平気、ネットなら見つからない、という考えは改めましょう。

その2

困ったら、信頼できる 大人に相談する

トラブルや心配事が生じたら、子供だけで解決しようとせず、保護者や先生、スクールカウンセラーなどに相談しましょう。

その3

悪質な書き込みは犯罪 となる可能性を知る

悪意があるなしに関わらず、悪質な書き込みは処罰の対象になることがあります。ルールやモラルを守って使いましょう。

4-1 個人情報漏えい

不正アプリやウイルスによる個人情報漏えい

占いアプリで趣味嗜好を入力し



メルマガに掲載されていた無料の占いをしようとアプリをインストールしたIさん。好きなブランドや音楽など趣味嗜好に答えて、占いをする方法でした。

大量の迷惑メールが届くようになった



すると、Iさんのスマホに続々と宣伝のメールが届くようになりました。その内容は、Iさんが占いの時に入力した趣味嗜好に合うものでした。

解説

個人情報に関するアクセス許可や入力欄には要注意

アプリやWebサービスを利用する際、個人情報の入力を求められることがあります。でも、取得した**氏名や住所、年齢、性別、メールアドレス**などを無断で二次利用したり業者に売ったりするために、**悪意を持って作られたものもある**のです。新しいアプリやサービスを利用する際は、友人に聞く、ネットで調べるなどいくつかの方法で評価をチェックし、安全性を確認してから利用しましょう。また、Web上で配布されているアプリもありますが、ウイルスが潜んでいる可能性もあるため、必ず公式マーケットを利用しましょう。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

フィルタリングと一緒にウイルス対策を

悪意のある仕掛けがあるサイトにアクセスしないためのフィルタリング。外からの攻撃を防ぐウイルス対策と覚えましょう。

その2

アプリやサービスは保護者に相談して使う

個人情報が必要なときはもちろん、新しく何かを利用したときも保護者に相談し、許可をもらってから使うようにしましょう。

その3

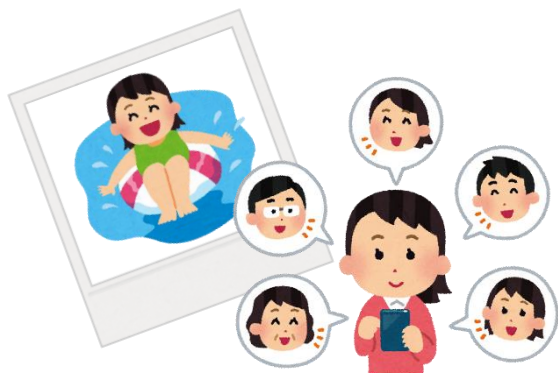
自分がウイルスを広める可能性もあることを知る

1人が感染すると、家族や友人にも広まってしまうウイルス。自分だけでは終わらないことを忘れず、常に注意しましょう。

4-2 個人情報漏えい

SNSなどへの投稿による個人情報漏えい

友人とシェアするつもりで写真を投稿し



友人と海に行ったJさん。友人にスマホで撮ってもらった写真が気に入り、**親しい人たちとシェアしよう**と思って、SNSに写真を投稿しました。

付きまといを受けるようになった



数日後から、Jさんは下校時に後をつけられている気配を感じるようになりました。**投稿した写真で個人が特定されてしまったことが引き金**でした。

解説

写真の中の建物や地域の行事でも生活範囲は憶測できる

未成年者は、SNSなどを利用する際の個人情報の取り扱いにルーズな傾向があります。基本的に誰でも見ることができるSNS、会話をするのは限られた友人だけだとしても、その会話の中に名前や住んでいる場所、学校名などがあれば、**写真を載せただけで個人が特定できてしまい、非常に危険**です。訪れた店や地域の行事などの話題でも、生活範囲が憶測できるので注意しましょう。また、友人が写っている写真を投稿すれば、(たとえ掲載許可をもらっていたとしても)その友人を同じ危険にさらすことになります。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

自分がどこの誰かわからないのが安全

ネットに個人情報を書くのは、街中で名前や学校名を掲げているのと同じ。危険な上に悪用されるかも。気をつけましょう。

その2

個人を特定できそうな話はネットでない

一つだけではわからなくても、複数あれば個人を特定できてしまうことはいっぱい。ネットでは用心しながら会話しましょう。

その3

アプリの特性や設定を確認した上で利用する

位置情報入り写真を公開すると、撮影場所がわかります。アプリの特性や設定を確認し、不要な機能はOFFにしましょう。

4-3 個人情報漏えい

悪意あるWi-Fiスポットを利用したことによる情報流出

パスワード不要の無料Wi-Fiスポットで

通信内容が盗み見られた

無料だし
パスワードもいらない
Wi-Fiスポットを
見つけたんだ♪



K君の通信内容

- ・メール内容
- ・アクセス履歴
- ・書き込み内容
- ・ID/パスワード
ほか



K君は、パスワードもいらず無料でネットに接続できる場所を見つけました。家では電波が不安定なので、頻繁にそこに行ってネットをしていました。

そのWi-Fiスポット(無線LANアクセスポイント)は、通信内容を盗むために設置されたものでした。K君は、気付かないうちに通信内容を見られていました。

解説

ラッキー！が一転、個人情報の流出や悪用の恐れもある

スマホは、携帯電話事業者の回線(3G/4G/LTEなど)だけでなく、Wi-Fiスポットを使ってネットに接続することができます。でも、自宅に無線LAN環境が作れるように、Wi-Fiスポットは誰にでも設置できます。パスワード不要の無料Wi-Fiスポットがあると嬉しいかもしれませんが、**通信傍受やID・パスワードなどの窃取を目的で設置する人も**いることを忘れてはいけません。スマホのWi-Fi設定が**自動接続になっていると、悪意あるWi-Fiスポットにつながってしまう危険もある**ので設定を見直すことも大切です。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

フィルタリングと一緒にウイルス対策を

外でWi-Fiを使うなら、Wi-Fiに有効なフィルタリングと共に、悪意ある攻撃からスマホを守るアプリや設定を活用しましょう。

その2

通信内容が盗み見られる危険性を知る

個人的な情報が多いスマホの通信内容。もし見られれば、悪用される可能性もあります。接続先は慎重に選びましょう。

その3

外部から遠隔操作をされる可能性を知る

遠隔操作アプリやウイルスを送り込み、カメラなどを起動させて生活を覗くようなトラブルがあることを覚えておきましょう。

4-4 個人情報漏えい

自らIDとパスワードを教えたことによる被害

他人にIDとパスワードを教えてしまい



L君は、ゲームを有利に進めるアイテムが欲しいのですが、ポイント不足で買えません。そのとき、「ポイントあげようか」というメッセージが届きました。

パスワード変更されゲームを乗っ取られた



ポイントをもらえるならとIDとパスワードを教えたら、**パスワードが変更されたらしくログインできません。**L君は、**ゲームを乗っ取られてしまったのです。**

解説

IDとパスワードさえ分かれば、誰でもアクセスできるようになる

ゲームのポイントやアイテムを奪われたり、ネット上に保存している写真を盗み見られたり、IDを乗っ取られたり…。ゲームやSNSなどのIDやパスワードを他人に利用されて被害にあう人が増えています。**どんなに親しくなっても、他人に自分のIDやパスワードを教えるのは危険**です。他人のIDとパスワードでログインすることは、不正アクセス禁止法に違反しているのですが、ネット上のサービスでは現物が存在するわけではないため、盗む、無断で立ち入ることへの罪悪感が鈍る傾向があり、注意喚起が必要です。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

IDやパスワードは大切、しっかり管理する

利用者特定するIDやパスワードは、親しい友人でも教えてはいけません。パスワードの工夫や定期更新も忘れずに。

その2

困ったら、信頼できる大人に相談する

仲間内で何とかしようとして、取り返しのつかないことになる場合も少なくありません。身近な大人に必ず相談しましょう。

その3

他人のIDでのログインは犯罪だと理解する

誰かのIDを使ってログインすることは、その人になりすましているのと同じ。犯罪行為だということを理解しましょう。

5-1 ネット詐欺

オンラインショッピングやフリマアプリでのトラブル

代金を振り込んだのに



探していた洋服を扱うサイトを見つけたMさんは、品質に難ありといった口コミや、代金振込後発送のみといったことは不安でしたが一着購入しました。

商品が届かなかった



その後、いくら待っても商品は届きませんでした。購入の際にあった連絡先にメールで問い合わせせても返信はなく、電話もつながりませんでした。

解説

購入した商品が届かない、掲載写真と商品や品質が違う

ショッピングサイトの情報を信用して購入したのに、商品が届かない、ニセモノだったなどの被害が多発しています。国民生活センターによると、インターネットショッピングでの商品取引に関する相談件数は年間5万件以上、年々増加しています。明らかに価格が安い、日本語表現がおかしい、良くない評判がある、といったサイトでの購入は避けましょう。また、最近若い世代に人気のフリマアプリは、未成年者の利用は保護者の同意が必要なものが多いです。利用のルールを守り、安全性の確認を怠らないようにしましょう。

(参考)国民生活センター「インターネット通販(各種相談の件数や傾向)」(平成28年6月)

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

欲しい商品があったら必ず保護者に相談する

保護者のIDで注文したり、保護者のカードで支払ったりしてはいけません。欲しいモノを見つけたら、必ず保護者に相談を。

その2

購入に使った個人情報が悪用されることもある

悪質なお店を利用してしまうと、連絡先やカード番号などが悪用される危険も。不安を感じたら購入や取引をやめましょう。

その3

トラブルは大人に話し急いで窓口相談を

万が一、トラブルにあった場合、すぐに保護者に話して専門の窓口相談してもらいましょう。一刻でも早い対応が重要です。

5-2 ネット詐欺

ワンクリック詐欺などによる不当請求

メールの添付データを開いたら



N君がパソコンで写真整理をしていたとき、「この前の写真を送ります」というメールが届いたので、確認しようと、添付ファイルを開いてみました。

パソコンのファイルが暗号化された



すると、N君のパソコン内にあるファイルが暗号化されてしまい、「暗号化を解除して欲しければ、お金を振り込め」という指示が表示されました。

解説

ファイルを人質に身代金を要求するランサムウェア被害も増加

これまでは、パソコンやスマホなどの操作中いきなり高額な料金を請求されるケースがほとんどでしたが、最近はファイルを暗号化し、使えない状態にして金銭を脅し取ろうとする「ランサム(=身代金)ウェア」が社会的な問題となっています。こうしたウイルスの主な感染源は、メールの添付ファイルです。誰もが自分宛てだと思うメッセージや、知り合いになりましたメールが多いため、被害が増えているのです。その他、シャッター音が鳴って写真を撮ったかのように見せかけて脅すケースもあり、やり口は巧妙化しています。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その 1

フィルタリングと一緒にウイルス対策を

悪意の仕掛けがあるサイトへのアクセスは、フィルタリングで防ぎましょう。ネット詐欺対策にはウイルス対策も不可欠です。

その 2

少しでも怪しい箇所があるメールは開けない

誰宛てでもOKな内容は怪しいと考え、用心しましょう。また、添付ファイルの開封には細心の注意を払いましょう。

その 3

アダルト系や出会い系に潜む危険を知る

アダルト系や出会い系などのサイトやアプリには、不当請求のワナが潜むものも。興味本位で使わないようにしましょう。

6-1 チェーンメール

友人から回ってきたメッセージで個人情報流出

友人の間だけで回した内容だったのに



無料通話アプリで、学校の友人からバトンが回ってきました。質問内容を読み、Oさんは、気軽な気持ちで名前や年齢、学校名などを答えました。

ネットで知り合った人に待ち伏せされた



ネットで知り合った男性に待ち伏せされたOさん。以前、その人に無料通話アプリのアカウントを教えたため、Oさんは、情報を見られていたのです。

解説

バトンの内容、読めるのは本当に親しい友人だけ？

無料通話アプリのタイムラインなど、日常のつぶやきを投稿できるサービスを利用した「バトン」というものがはやっています。バトンとは、定型の質問に答えながら次の人へと回していく遊びのようなもの。一般的なチェーンメールとは違いもともと悪意はないのですが、公開範囲設定をしていなければ、友人登録しているすべての人が読めるため、トラブルに発展することも少なくありません。個人情報には答えない・回さないように心掛けるとともに、**ネットで一言二言話して友人登録した相手は、タイムラインの非公開設定をしましょう。**

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

ネットやSNSでは、名前など書き込まない

名前や住所、学校名のほか、個人情報に関することは書き込まないのが原則です。投稿もバトンと同じだと考えましょう。

その2

限られた人だけの空間でも、広がる可能性あり

学校の友人だけとのやり取りでも安心は禁物。コピーしやすく広がりやすいというネットの特性を理解・意識して使いましょう。

その3

親しい友人たちと話し合って考える

バトンに限らずチェーンメールは「回さない」のが一番。友達関係が悪くならないためにも、クラスや友人で話し合いましょう。

7-1 著作権・肖像権侵害

動画の違法なアップロードとダウンロード

映画のデータを無許可で公開し

著作権法違反で自宅に警察が...



P君は、話題の映画のデータが手に入ったので学校の友人にもシェアしようと思い、**動画共有サイトに、その映画のデータをアップロード**しました。

警察は、**映画の投稿者をP君と特定**。ほかにも、入手した映画や動画をいろいろ公開していたP君は、著作権法違反容疑で書類送検されました。

解説

身の回りには、著作権や肖像権のあるもので溢れている

年齢を問わず多くの人々が利用している動画共有サイトですが、**子供たちがアニメや映画などを無許可でアップロードしてしまい、著作権侵害となる**ケースが起きています。公開だけでなく、違法だと知りながらダウンロードすることも(個人で楽しむ範囲であっても)2年以下の懲役、または200万円以下の罰金(またはその両方)が科される犯罪行為となります。また、**SNSで自分のプロフィール欄に有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載する**といったことは**肖像権の侵害**に当たるので十分に気を付けましょう。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

人の作ったものを大切に作る心を持つ

イラストや写真、文章、音楽、どのようなものでも著作権があります。自分以外の人への制作物に対する意識を育みましょう。

その2

著作権や肖像権のあるものを無断使用しない

映画や漫画、友人や有名人の写真など、著作権や肖像権のあるものは身近に溢れています。ネット掲載には許可が必要です。

その3

著作権や肖像権などの知的財産権を知る

プロフィール欄にキャラクターや有名人の写真を使っていますか。知的財産権を正しく知り、尊重して行動しましょう。

8-1 その他の不適切な使い方

個人や学校などへの脅迫行為

嫌がらせを呼び掛ける投稿をして



嫌がらせのつもりで、日時・場所とともに「友人Qを暴行しよう」と、ネットの掲示板に投稿したR君。でも、**実行するつもりはまったくありませんでした。**

投稿者が特定され、地域にも多大な迷惑



その投稿を見た人が警察に通報したことから、警察は指定された日時にその場所をパトロール。R君の行った行為は、大きな問題となりました。

解説

ネットやSNSなどへの書き込み、軽く考えないように

単なる脅しや悪ふざけで実行する気はなかったとしても、**脅迫めいた書き込みは、犯罪となるおそれがあります。**また、学校や駅などで事件を起こすといった、地域社会に大きな不安を与える書き込みも同様に犯罪となります。**軽い気持ちで書き込むと、相手を深く傷付けるだけでなく、投稿者自身の傷にもなる**のです。安易に考えがちなネットの匿名性ですが、基本的には、いつどこから書き込まれたのか調査でき、個人を特定できます。その時の感情に任せて書き込むのではなく、投稿前に落ち着いて読み返しましょう。

小・中学生が常に心掛けたいこと

その1

やって良いことかどうかきちんと考える

誰かを傷付ける投稿がダメなのはもちろん、犯行予告のような書き込みは、冗談では済みません。善悪の判断を！

その2

ネットの特性を正しく理解する

書き込んだ途端に多くの人に広まり、投稿者の特定も可能なのがネット。情報の発信には、責任が伴うことを理解しましょう。

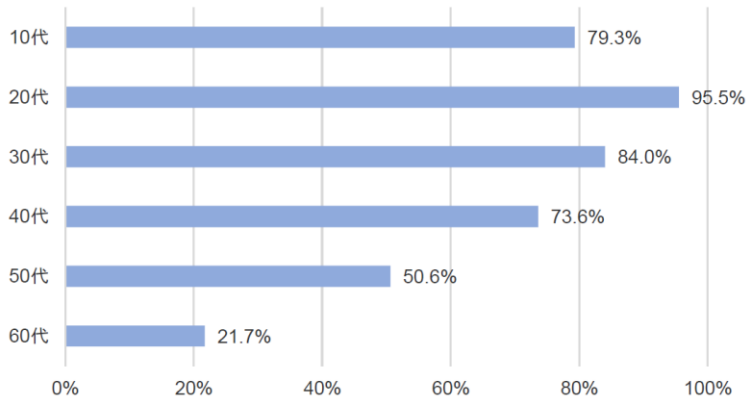
その3

犯行予告を見つけたら大人に連絡する

身近な人・地域に対する危険な書き込みを見つけた場合は、できるだけ急いで保護者や先生などに連絡をしましょう。

(参考)インターネットやスマホの利用に関するデータ

主なソーシャルメディアの利用率

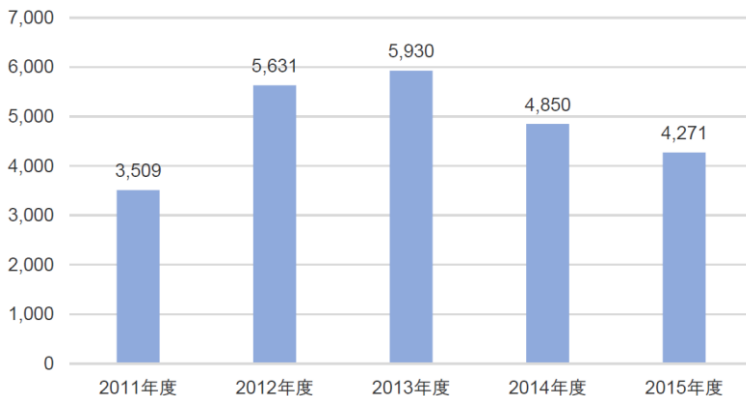


ソーシャルメディアの利用率は、若年層ほど高い傾向があります。主なソーシャルメディアのいずれかを利用している割合は、10代で79.3%にのびます。

(参考)

総務省「平成26年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」(平成27年5月)

オンラインゲームに関する相談件数

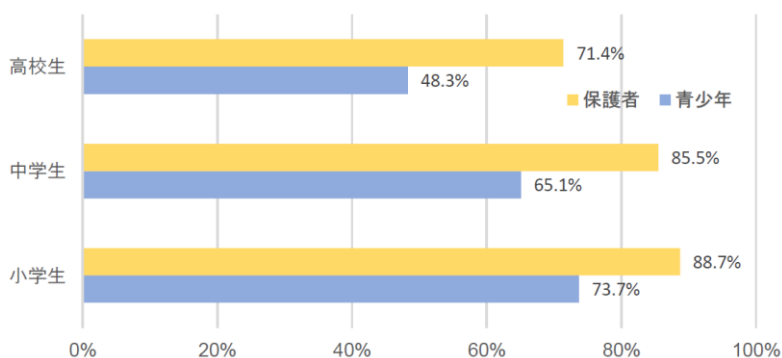


スマホのアプリやパソコンなどで遊べるオンラインゲーム。2015年度は4,271件と、前年度に比べて減少しました。それでも、4,000件近い相談が年間であります。

(参考)

独立行政法人国民生活センター「各種相談の件数や傾向・オンラインゲーム」(平成28年6月)

家庭のルールに対する青少年と保護者のギャップ



インターネットの利用に関して家庭でルールを決めていると認識のある青少年と、保護者の間にギャップがあります。学校種が上がるほど、そのギャップは広がっています。

(参考)

内閣府「平成27年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」(平成28年3月)



フィルタリングの設定方法 ～「Webサイト」と「アプリ」の設定をする～

子供たちは、適切にスマホを取り扱えるだけの十分な知識・経験・判断力などを持ち合わせていない場合があります。特に低年齢の子供ほど、情報モラルの知識などが浅く、トラブルに巻き込まれる可能性があります。フィルタリングはこれらを補うために大変有効です。設定方法としては、「Webサイト」の利用と、「アプリ」の利用に対してそれぞれ行います。

1 Webサイトのフィルタリング方法

携帯電話会社には、利用者が18歳未満の場合（保護者が解除を申し出ない限り）フィルタリングの提供が法律で義務付けられています。Wi-Fiでもフィルタリングを有効にするには、スマホなどの契約時に以下サービスを申し込むことになっていますが、利用中の機器がサービスを受けているかどうか、あらためて確認しましょう。

NTT docomo の場合

spモードフィルタ、Web制限、キッズiモードフィルタ、iモードフィルタ

Webサイトや、iモードメニューサイトの閲覧制限が行えます。機種によって提供サービスが異なります。また、サービスによって子供の年齢などが考慮され、制限事項が異なります。Wi-Fi通信時の制限には「ファミリーブラウザ for docomo」があります。

au(KDDI) の場合

安心アクセスサービス、安心アクセス for Android™

年齢や用途に合わせたWebサイトのフィルタリングが行え、違法サイトやアダルトサイトなどをブロックできます。サービスの申し込みは、EZwebのお客さまサポート/オプションや、auショップで行えます。

SoftBank の場合

ウェブ安心サービス(フィルタリングサービス)

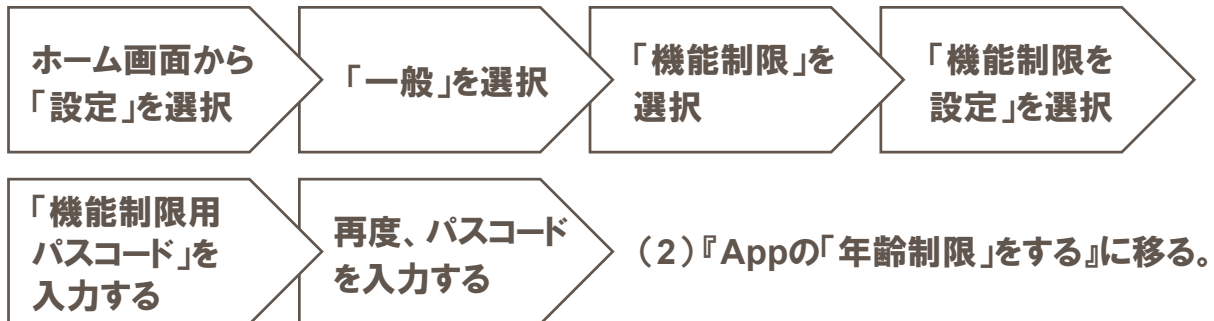
不適切なWebサイトへの年齢に応じたアクセス制限、有料コンテンツ購入時の暗証番号設定ができます。サービスの申し込みは、My SoftBank、ソフトバンクショップ、ソフトバンク製品取扱店で行えます。Wi-Fi通信時の制限には「Yahoo!あんしんねっと for SoftBank」などがあります。

2 アプリのフィルタリング方法

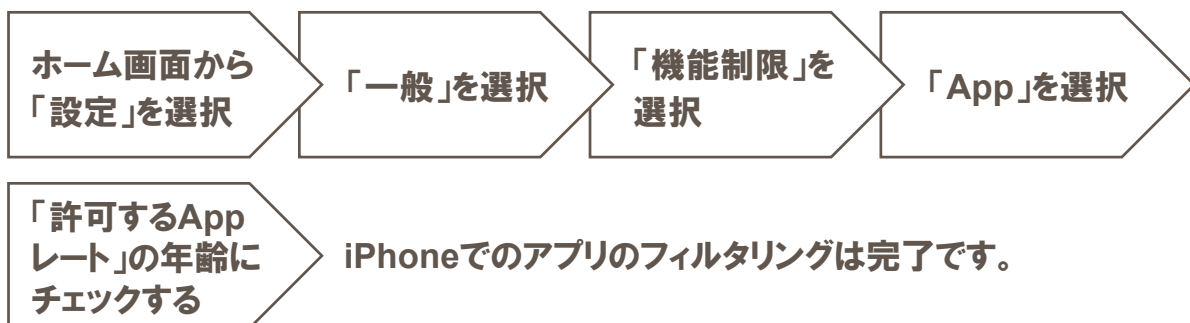
スマホのアプリは、Webサイトのフィルタリングでのコントロールはほとんどできないため、別途設定が必要です。設定方法はスマホのOS(基本ソフト)で異なるため、iPhoneとAndroid端末でご紹介します。

iPhone の場合

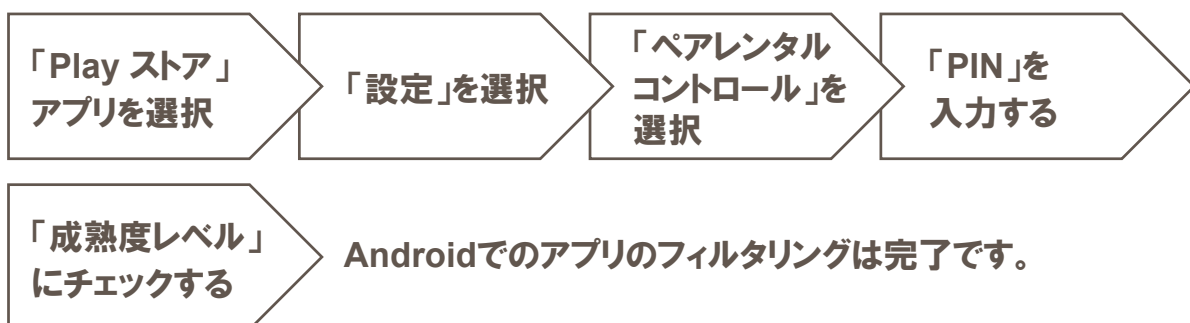
(1)「機能制限」を行う



(2) Appの「年齢制限」をする ※Appは、iPhoneのアプリのことをいいます。



Android の場合



Web(携帯電話会社の電波 & Wi-Fi)とアプリ、フィルタリングの設定で適切な利用環境を！

平成28年度総務省調査研究「インターネット利用におけるトラブル事例等に関する調査研究」

- 発行者 総務省 総合通信基盤局 消費者行政第一課 青少年担当
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
- 請負者 株式会社JMC
〒153-0061 東京都目黒区中目黒1-8-8 目黒F2ビル
- 監修 尾花 紀子 ネット教育アナリスト
安心ネットづくり促進協議会「普及啓発広報委員会」副委員長
内閣府「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」委員 ほか
西田 光昭 千葉県柏市立柏第二小学校 校長